

令和6年6月

タイプC(震災特例)奨学金の貸与継続希望奨学生及び保護者等の皆様へ

公益財団法人岩手育英奨学会

令和6年度タイプC(震災特例)奨学金については、家計支持者(原則両親)の所得を審査し当会の定める基準額を超えた世帯には奨学金を貸与しないことになっています。

つきましては、対象者及び認定所得額確認後に、奨学金を貸与することになりますので、下記の必要書類を提出いただきますようお願いします。

記

1 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保護者等である家計支持者が、震災当時岩手県内に住所を有し東日本大震災津波等に被災したことに起因する事由により高等学校等への修学が困難となった者
- (2) 次のいずれかの奨学金事業等の貸与または給付を受けていない者
 - ア 都道府県による貸与型奨学金事業
 - イ 東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金型事業(一時的な支援を行う給付金等を除く。)
- (3) 家計支持者の所得が当会の定める基準額以内になっている者

2 上記事項の補足説明

- (1) 都道府県による貸与型奨学金事業
都道府県が実施している貸与型奨学金については、タイプC奨学金現況報告書兼継続願に名称を申告してください。震災関連の事業以外の場合は貸与を受けている場合でも対象者となる場合もあります。
- (2) 「都道府県による給付金型等事業」は、いわての学び希望基金奨学金、東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金及び福島県東日本大震災子ども支援基金給付金です。
- (3) 「一時的な支援を行う給付金等」は、いわての学び希望基金事業の教科書等購入費等給付事業、被災地生徒運動部活動支援事業、被災地児童生徒文化活動支援事業等です。

3 提出書類

- (1) タイプC奨学金現況報告書兼継続願
- (2) 住民票謄本(世帯全員が記載されたもの) ※マイナンバー不要
- (3) 家計支持者の令和6年度(前年中の所得が記載されているもの)市町村民税所得課税証明書(全部記載)

※家計支持者とは、父と母両方、又は父母に代わって家計を支えている方です。

また、各市町村の発行開始日を確認のうえ、お取りください。

4 貸与月額 公立 18,000円 私立 30,000円

なお、自宅外通学者は5,000円の増額となります。

5 奨学金貸与開始月 令和6年9月(ただし令和6年4月分まで遡って貸与します。)初回以後は原則として2か月に1回、2か月分ずつ振込みします。

6 奨学金返還誓約書、借用の明細について

当該奨学金は、所得確認後に貸与決定となるため、返還誓約書の借用金額は、最初の貸与年度に貸与予定総額を記載して提出していただいておりますが、返還額は、貸与終了時に提出する借用の明細(実際の貸与額が記載されるもの)により返還していただくこととなります。ただし、貸与額が増額となる場合は再度提出していただきます。

7 返還及び返還免除

奨学金は無利子での貸与ですが、全額返還の義務があります。返還は、卒業から6か月経過後より14年以内で返還します。

返還免除は、高校等卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込額が一定額に満たない場合、願出により返還義務を免除されます。高校を卒業した奨学生が対象となり、高校を退学した方は免除の対象外です。

《返還免除基準となる年間収入見込額》

- ・高等学校、専修学校（高等課程）、特別支援学校（高等部）を卒業した場合 340万円未満
- ・短大・高等専門学校、専門学校、専修学校（専門課程及び一般課程）、各種学校に進学し卒業した場合 390万円未満
- ・大学に進学し卒業した場合 430万円未満

※返還免除基準額は、毎年見直されます。

8 収入の「めやす」

(単位：万円)

	給与所得の場合 (収入金額・税込)		給与所得以外の場合 [所得金額(収入金額－必要経費)]	
	4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
国・公立	790	832	330	359
私立	809	850	343	372

この金額以上でも、世帯の事情によっては家計の基準をクリアできる場合があります。審査上必要な場合は、上記以外の書類の提出を求めることもあります。

公益財団法人 岩手育英奨学会

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県教育委員会事務局教育企画室内

Tel・fax 019-623-2050 URL <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>